

20110—1087

令和3年5月12日

関係団体各位

宮崎県総合政策課長

(公印省略)

宮崎県独自の「緊急事態宣言」の発令について（依頼）

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、宮崎市を中心に爆発的な感染拡大が続くとともに、全国でも第4波の感染急拡大が続いている状況を踏まえ、県では、5月9日付けで本県独自の「緊急事態宣言」を発令し、下記のとおり、県民の皆様への要請等を行うこととしました。

各業界において厳しい状況が続く中、このようなお願いを行うことは、大変心苦しいところではございますが、宣言に伴う集中的な感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 要請内容

- ① 原則、外出の自粛～日常生活圏内で過ごしてください
- ② 原則、県外との往来自粛
- ③ 原則、県外からの来県自粛
- ④ イベントの開催制限
- ⑤ 会食の制限
- ⑥ テレワーク、時差出勤の推奨

※詳細は、別添資料を参照ください。

2 要請期間

原則として令和3年5月10日から5月31日（終期は、感染状況を見極めて判断します）

総合政策課調整担当

担当者：井上、一井

電話：0985-26-7115